

要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金（拡充案）

資料2

【課題】

①非常用電源装置等は消耗品であるため、長期使用（3年～10年）すると経年劣化してしまう。

②施設入所や入院をしている要電源重度障がい児者が週末等自宅帰省時に、自宅で使用する非常用電源装置等が必要になるが、現行では補助対象者となっておらず、補助を受けることができない。

【施策の方向性】

①非常用電源装置等の耐用年数が経過すれば、再度補助申請を可能とする。

②施設入所や入院をしている要電源重度障がい児者が週末等自宅帰省時において、非常用電源装置等が必要となる場合、補助対象者とし、補助対象を広げる。

<期待される効果>

補助対象の拡充により、帰省時における自宅での安全・安心な在宅生活の実現につながる。

拡充事業（要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金）

市町村が実施する、要電源在宅重度障がい児者が災害時等に必要とする電源を確保するための非常用電源装置等の整備及び購入経費を助成。

拡充①

補助対象者の拡大

・現行の対象者
県内で在宅生活を送る「要電源重度障がい児者」。

・拡充案
県内で在宅生活を送る「要電源重度障がい児者」及び施設入所や入院をしている「要電源重度障がい児者」であって、週末等自宅帰省時において、非常用電源装置等が必要となる者のうち、希望する者。

拡充②

補助対象経費の拡大

・現行の補助対象経費
特に耐用年数に関する記載がなく、同一人物による複数の申請は対象外。

・拡充案
非常用電源装置等の耐用年数が経過すれば、同一人物による複数の申請も対象。